

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第5号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第10 議案第37号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第38号 北方町地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第39号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第13 議案第40号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第14 議案第41号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第15 議案第42号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 認定第1号 平成29年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第17 認定第2号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第18 認定第3号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第19 認定第4号 平成29年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第20 認定第5号 平成29年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第21 認定第6号 平成29年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（町長提出）
- 第22 認定第7号 平成29年度本巣消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

出席議員 (9名)

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖
7番	鈴木浩之	8番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	参事兼総務課長	奥村英人
防災安全課長	臼井誠	税務課長	木野村英俊
教育次長	有里弘幸	教育課長	河合美佐子
住民保険課長	安藤ひとみ	参事兼福祉健康課長	林賢二
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課 技術調整監	桜井孝昭
都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤	会計室長	横田紀彦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福田宇多子	議会書記	牧野拓也
議会書記	後藤祐斗		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、どうもおはようございます。

きょうは9月定例会の初日ということでございますが、一昨日9月1日は防災の日ということでございましたけど、この防災の日に照準を合わせたかのように大変強い勢力の台風21号が、不気味に日本列島をうかがい、今、北上中というところでございます。

今から59年前に、昭和34年9月26日に、死者・行方不明が5,000人を超す、また全半壊4万棟、浸水被害が36万棟という戦後最大級の自然災害ということをもたらした伊勢湾台風に変似通ったコースを今たどっておるということで、大変不安というところでございますが、私も幼いころでございましたが、あのときの自然のたけだけしい圧倒的な威力というものを、今持って記憶の中に風化せずしっかり心に今残っておるわけであります。災害は日常と隣り合わせということを改めて肝に銘じて減災に努めることが大事なことはないかというふうに思っております。大きな災害にならんことをただただ祈るばかりであります。

それでは、ただいまから平成30年第3回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び5番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（福田宇多子君） 失礼いたします。

6月定例会以後の報告をさせていただきます。

6月21日、7月18日、8月15日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計及び委託会計、各基金並びに歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

6月6日、国民健康保険事業の広域化について、防犯灯・街路灯の維持管理、防災関連事務は適正に行われているかについて監査が行われました。対象事項について、関係書類等の調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。国民健康保険事業の制度改正については理解をしたが、県が示した標準保険料率と北方町の国民健康保険料率に差があるため、町民からの問い合わせがあった場合には、わかりやすく説明することが望ましい。また、防災対策については地道な努力をして、引き続き比較的わかりやすい言葉で周知の継続をされたいとの報告がありました。

平成29年度各会計の決算審査について、6月27日に本巣消防事務組合一般会計、上水道事業会計を、7月24日、25日に南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を、8月1日、2日、3日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計、下水道事業特別会計、南東部開発事業特別会計、経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月24日、第2回評議委員会がOKBふれあい会館で開催されました。

平成29年度決算について、歳入1,171万4,250円、歳出1,128万5,150円、差し引き42万9,100円を平成30年度へ繰り越しし、原案のとおり認定されました。

また、10月に開催される定期総会の運営等について決定されました。

続いて、7月10日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成29年度決算について、収入済額166万1,186円、支出済額34万6,607円、差し引き131万4,579円を平成30年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成30年度予算については、収入・支出それぞれ171万5,000円で、前年度と比較して5万3,000円の増となっています。北方町の負担金は5万円で、原案のとおり可決されました。

なお、要望決議として、地方が真に必要とする道路整備・管理が長期安定的に進むよう新たな財源の創設を検討するとともに、平成31年度道路関係予算について所要額を確保すること。また、地方創生や老朽化対策を含めた安全・安心の確保に資する道路整備が滞ることのないよう、国の補助金や社会資本整備総合交付金、防災安全交付金については、安定的かつ十分な予算を確保すること。全線の早期完成のため、本巣市宗慶・温井第2期校区の4車線化及び樽見鉄道との交差部における鉄道高架化の推進などが決議されました。

次に、7月13日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会定期総会が岐阜グランドホテル

で開催されました。

平成29年度決算について、収入済額313万8,244円、支出済額113万7,239円、差し引き200万1,005円を平成30年度に繰り越しし、原案のとおり承認されました。

平成30年度予算については、収入・支出それぞれ271万円で、前年度比較42万9,000円の減となっています。北方町の負担金は1万6,000円で、原案のとおり可決されました。

なお、西回り区間の一日も早い全線開通に向けて、引き続き必要な事業費の確保と事業の強力な推進を図ることなどの要望が決議されました。

次に、配付物の関係であります。

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の写し、議会改革推進委員会調査報告書の写しを配付しておきました。

報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上、御報告いたします。

○議長（安藤浩孝君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

本日は、平成30年第3回北方町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしの夏は西日本豪雨に始まり、猛暑、酷暑の日が続き、また多発する台風など、日本各地で自然の脅威にさらされたところではありますが、幸い当町におきましては、さしたる被害もなく、静かに通り過ぎた思いをしております。改めて災害に強い地の利にありがたさを実感しておりましたが、あすの夕刻にも上陸するという非常に強いとされる台風21号は、平成史上最強と報道されております。我々の地域への影響が避けられない進路の予測がされており、非常に心配しておるところであります。あしたは、幼保小中休校の措置をとるなど万全な態勢にて対処してまいりたいと思っておるところであります。皆さん方もぜひ気をつけていただきたいと思います。

さて、行政報告であります。私のほうからは2点御報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目であります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会の報告であります。議案審議の前に議長選挙が行われ、仮議長に池田町議長の岩谷真海氏がなられ、仮議長の指名推選により岐阜市議会議長の信田朝次氏が議長に選出されました。その後議案審議に入り、2議案が提案されたところあります。

1 件目の議案第 8 号は、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61億7,566万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,545億7,428万1,000円とするものであります。主な内訳は、療養給付費市町村負担金等の過年度分返戻金であります。

2 件目は、議案第 9 号 平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

まずは、一般会計から御報告申し上げたいと思います。

収支につきましては、歳入総額 2 億5,007万1,000円に対しまして、歳出総額が 2 億3,393万8,000円でありますから、差し引き残高は1,613万3,000円となっております。

また、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、2,536億2,101万4,000円の収入総額に対しまして、歳出総額が2,416億5,578万1,000円で、実質収支は119億6,523万3,000円であります。

以上、全議案につきまして、全会一致で議案どおり決定がなされたところであります。

2 点目の報告であります。財政健全化に関する報告であります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項により、本町における平成29年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について御報告をさせていただきたいと思っております。

監査委員による財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、特別会計ともに黒字でありますので、算定がされておられません。

なお、実質公債費比率は10.7%、将来負担比率は86.0%となっており、法令の早期健全化基準と比較すると、その数値は大きく下回っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、2 点御報告とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） これで行政報告を終わります。

日程第 5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（安藤浩孝君） 日程第 5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

松野由文君。

○議会改革推進委員長（松野由文君） それでは、委員会調査報告をさせていただきます。

1. 議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、6 月14日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により、次のとおり報告をします。

1) 議会基本条例について。

議会報告会は、平成25年を最後に開催されておらず、議会基本条例第 4 条第 7 項は必要ないのではないかという意見が出ました。しかし、今後町民の意見が大きく対立するようなことが起きたときに、議会報告会が必要となってくることから、据え置くこととしました。

また、議会報告会にかわるものとして、議会基本条例第4条第5項に規定されている意見交換の場を設けてはどうかという意見が出た。協議の結果、議会を3班程度に分け、今年度中に各種町民団体の会合に参加して町民の意見を聞くこととした。

その他の条項については、協議の結果、変更しないこととした。

以上、委員会調査報告書を終わります。

○議長（安藤浩孝君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第5号

○議長（安藤浩孝君） 日程第6、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第5号であります。

教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

本議案につきましては、本年11月19日に任期満了となる木野村ともみ氏を引き続き教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

木野村ともみ氏は、_____生まれの42歳の方で、お住まいは本巢郡北方町_____であります。平成21年4月に北方南小学校のPTA会長、その後に引き続き平成23年4月から北方中学校のPTA副会長を26年3月まで務められました。

一貫して学校教育に関心が深く、教育行政に対して大局的な立場から見識と能力を持たれる方と認識をしております。また、今日までの3年間、教育には熱い情熱を持って教育委員の職務を遂行していただきましたが、引き続き教育委員を務めていただくことに、本町の教育行政のさらなる発展につながるものと確信をしているところであります。

なお、任期は平成30年11月20日から平成34年11月19日までの4年間としております。

木野村ともみさんを任命することにつきまして、御同意がいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） ただいま申し上げました木野村ともみ氏の年齢ですが、42歳と言いましたが44歳ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第5号を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第7 諮問第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、諮問第1号であります人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の八代勝秋氏が平成30年9月30日をもって任期満了になりますので、その後任に引き続いて推薦をしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、_____生まれの73歳の方で、北方町_____にお住まいであります。昭和38年に岐阜農林高等学校を卒業され、同年4月に労働省岐阜労働基準局に入省されておられます。平成17年3月に厚生労働省岐阜労働局労働基準部労災補償課長を最後に定年退職されました。人権擁護委員には平成18年7月に就任されておられますが、その後、平成21年、24年、27年に再任されて今日に至っているところであります。

人格・識見高く、老人クラブの会長を務めるなど地域社会の実情にも通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えております。

なお、任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間としております。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本件について、議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号について、議会の意見は適任とすることに決定しました。

日程第 8 諮問第 2 号

○議長（安藤浩孝君） 日程第 8、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 引き続き、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の武藤隆広氏が平成30年 9 月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦をしたいと考え、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、_____生まれの67歳の方で、住所は、北方町_____にお住まいであります。昭和49年 3 月に名城大学法学部を卒業され、同年 4 月岐阜県警察官を拝命され、平成22年 3 月に岐阜県警を退職されておられます。その後、平成26年 4 月より岐阜犯罪被害者援助センター支援員を務められ、平成27年10月に当町の人権擁護委員に就任され、現在に至っております。

人格・識見高く、広く社会の事情に精通され、人権擁護について理解のある方であることは申し上げるまでもありません。再任をお願いしたいのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、任期は平成31年 1 月 1 日から平成33年12月31日までの 3 年間といたしてあります。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第 2 号を採決します。

本件について、議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号について、議会の意見は適任とすることに決定しました。

日程第 9 諮問第 3 号

○議長（安藤浩孝君） 日程第 9、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 引き続き、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の石崎洋子さんが平成30年12月31日をもって任期満了により退任をされますので、その後任として新しく安田やす子さんを推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、_____生まれの66歳の方で、お住まいは北方町_____であります。昭和48年3月に大垣女子短大幼児教育課を卒業され、昭和50年4月より北方中保育園に勤務されておりましたが、育児のため退職され、その後、平成元年より学研幼児指導教室指導員をされ現在に至っております。

同氏は、長年子供たちと接して来られたことで、地域の実情にも精通し、その経験は人権擁護委員としてふさわしく、人格識見とも申し分のない方であります。同氏を新しく人権擁護委員として推薦したいので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

なお、任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第3号を採決します。

本件について、議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号について、議会の意見は適任とすることに決定しました。

日程第10 議案第37号から日程第22 認定第7号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第10、議案第37号から日程第22、認定第7号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第37号から順次提案説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第37号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正及び文言の整理を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第38号 北方町地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定についてであります。

北方町地域活動支援センターが北方町障がい福祉サービス事業所（就労継続支援B型）に移行

したことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第39号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれに4,749万8,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億8,505万8,000円とするものであります。なお、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表地方債補正に記入をさせていただいたとおりであります。

歳入について主なものを申し上げます。

地方交付税が1億4,224万3,000円の増額となりましたので、前年度繰越金で1億1,793万4,000円を減額し、調整をいたしております。ほかに過年度事業負担金602万円、臨時財政対策債1,679万4,000円が増額としております。

次に、主な歳出であります。総務費、一般管理費で会計年度任用職員制度例規整備委託料として108万円、民生費の社会福祉費、臨時福祉給付金等給付事業費事務費補助金過年度分返還金、自立支援給付費等国県負担金過年度分返還金に合わせて453万5,000円、福祉医療費では、県補助金過年度分返還金1,708万5,000円、自立支援給付費等国県等負担金過年度分の返還金が133万7,000円であります。

次に、土木費、都市計画費で、ブロック塀等撤去補助金550万円、教育費の教育総務費、学童保育施設の設計施工監理委託料400万円が主な歳出であります。あと、職員手当等人件費関係の増額が751万6,000円を計上させていただいております。

次に、議案第40号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億1,545万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、国保システム改修委託料で27万円、過年度支払基金精算金で18万6,000円であります。

次に、議案第41号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,845万円とするものであります。この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保健事業費負担金の29年度分の精算金として一旦受け入れた償還金を、北方町の一般会計に償還するものであります。

次に、議案第42号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,244万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,995万3,000円とするものであります。なお、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表地方債補正に記入させていただいたとおりであります。

歳入について主なものを申し上げます。

前年度繰越金が704万2,000円、町債が540万円の増額をしております。

歳出につきましては、下水道の処理場耐震診断委託料340万円を減額し、処理場長寿命化工事費用に1,584万2,000円を支出するものであります。

次に、認定第1号であります。平成29年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度北方町一般会計歳入歳出決算の収支につきましては、歳入総額74億9,502万2,000円に対しまして、歳出総額は71億702万5,000円で、その差引額は3億8,799万7,000円になっております。なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源732万2,000円を控除した額、3億8,067万5,000円であります。

次に、財政分析の主な3指標についてであります。経常収支比率については88.9%となっております。前年度から0.5ポイント低くなりましたが、これは分母となる経常一般財源収入額のうち、町税が前年度比較9,498万4,000円、4.3%の増となったことが主な要因です。公債費負担比率は12.0%で、前年度より1.3ポイント高くなっております。これは、分母となる一般財源総額が、前年度比2億4,853万4,000円、4.6%の減となり、分子となる公債費が、前年度比3,702万1,000円、6.4%の増となったことが主な要因であります。財政力指数では0.634で、前年度比0.001ポイント高くなっております。

次に、認定第2号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の収支につきましては、歳入総額は前年度に比べて1億1,266万9,000円、4.3%減の25億3,204万6,000円となり、対しまして、歳出総額は前年度に比べて1億3,738万8,000円減の22億1,652万1,000円、5.8%の減となっております。その結果、歳入歳出差引額3億1,552万5,000円は全額が実質収支額となっておりますので、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第3号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額1億9,158万4,000円に対しまして、歳出総額は1億8,644万8,000円であります。その差引額は513万6,000円となり、実質収支額も同額となっております。したがって、その全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、認定第4号 平成29年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額14億632万8,000円に対しまして、歳出総額は13億1,713万1,000円であります。その差引額は8,919万6,000円となりました。

歳入では収入済額が82万円の増となり、歳出では支出済額が予算額に比べ8,837万6,000円の残となりました。この主な要因は、7,042万6,040円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に、認定第5号 平成29年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度北方町下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億4,322万5,000円に対しまして、歳出総額は6億9,193万2,000円であります。その差引額は5,129万3,000円になっております。これにより、実質収支額も同額でありますので、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。また、年度末の償還金残高は34億2,749万7,000円となっております。

次に、認定第6号 平成29年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成29年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益総額は1億8,029万581円で、対しまして、支出の水道事業費用の総額は1億4,542万4,096円となりました。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入総額が3,834万3,996円に対して、支出の資本的支出の総額は9,118万1,260円で、その不足額5,283万7,264円は、当年度分損益勘定留保資金2,944万5,997円、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額219万4,024円及び建設改良積立金2,119万7,243円で補填をさせていただいております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は1億6,847万9,361円で、これに対する費用が1億3,582万4,252円であります。よって、当期純利益は3,265万5,109円となり、前年度に比べまして554万1,000円の減となっております。したがって、前年度繰越利益剰余金2億1,760万601円に対して、未処分利益は2,119万7,243円ありますから、今年度の未処分利益剰余金2億7,145万2,953円となっております。

なお、剰余金処分案は、決算書の6ページに表記のとおりで、減債積立金200万円と建設改良積立金2,000万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は2億4,945万2,953円となっております。

あわせて御承認いただきますようお願いをいたします。

次に、認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額8億8,710万円に対しまして、歳出総額は7億7,692万8,000円あります。その差引額は1億1,017万2,000円となり、実質収支額も同額となっております。この金額は北方町及び本巢市で負担割合額にて継承をいたします。

以上、条例の制定についてが2件、平成29年度北方町一般会計、特別会計の補正予算について

が4件、平成29年度各会計の決算認定が7件の合計13件について御提案をさせていただきます。慎重審議の上、適切な判断をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長（安藤浩孝君） お諮りします。議案調査のため、明日9月4日から6日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月4日から6日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は7日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時23分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年9月3日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

